



全日三重

Vol-246
2015.8.19

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<http://mie.zennichi.or.jp/>

土砂災害特別警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、四日市市において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。なお、指定地区の詳細については下のリンク先をご参照ください。

指定地区： 四日市市内部地区
指定年月日： 平成27年7月21日
告示番号： 三重県告示第495号、496号

□県 広 報： <http://www.pref.mie.lg.jp/PDF2/KENKOHO/H27/T-H270721-2718.pdf>

□指定区域図など三重県県土整備部流域管理課HP：<http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/sabou/>

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金のご案内 - 四日市市商工農水部

四日市市では、空き店舗の解消によるにぎわいの創出と、市内の買い物拠点の維持及び再生を図るために商店街や郊外住宅団地の空き店舗等に新規出店する際に補助を行っています。

市内の空き店舗等を有効活用し、買い物の場の整備や地域のにぎわいづくりに取り組んでくださる方、ぜひご活用ください！

◆ 補助対象事業

- (1) モデル団地内の空き店舗等を活用し、新たに出店する事業（卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業）及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業
「モデル団地」とは、次の11ヶ所：高花平、あさけが丘、笹川、坂部が丘、平津新町、桜台、八千代台、三重、三滝台、かわしま園、あかつき台
- (2) 商店街の空き店舗を活用し、新たに出店する事業（卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業のほか、商店街の集客等に資するもの）及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

「商店街」とは、四日市商店連合会に加盟して活動を行う商店街組織（振興組合等）がある、23の商店街

※空き店舗とは、営業を休止してから概ね1ヶ月以上が経過し、道路に面した店舗（1階部分）を指します。

※モデル団地の空き店舗等とは、空き家(住宅)の1階部分も対象としています。

※風営法に定める風俗営業に該当する場合は対象となりません。

※平成28年3月31日までに改装等が完了し、市に実績報告を提出できる事業が対象です。

- ### ◆ 支援の内容
- 1年目 店舗の改装費、維持費、広告宣伝費の1/2以内、最大50万円
 - 2年目 店舗の維持費（光熱水費）の1/2以内、最大20万円

○支援を受けるには、店舗の改装等事業を開始する前に手続きが必要です。下記にお問合せください。

四日市市役所 商工農水部 商業勤労課 TEL：059-354-8175 FAX：059-354-8307

E-mail：syougyoukinrou@city.yokkaichi.mie.jp

○四日市市 Web ページ：<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu84234.html>

『一般社団法人 全国空き家相談士協会』が設立されました！

全国の空き家は増加の一途をたどっており、本年5月26日には「空き家対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、空き家対策の重要性が増すなかで、7月29日、一般社団法人 全国空き家相談士協会が設立されました。

相談士協会は、空き家問題をさまざまな角度から研究し、全国ネットワークを形成し、会員相互の協力と連携により、空き家の利用・活用・リノベーションをすることによってビジネスの振興を行い、「空き家」専門家集団をつくることを目的としており、主旨に賛同する正会員（個人・法人）を募集しています。

8月21日まで一次募集30名を受け付け、続いて9月に、二次募集35名、10月に、三次募集35名を募集します。

正会員は、不動産業、建設業、建物管理業、リフォーム業、設計業の経営者および弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、不動産鑑定士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士、賃貸不動産経営管理士、不動産コンサルティングマスター等の有資格者とし、入会金10万円と年会費10万円が必要です。

また、相談士協会は、空き家の解消、再生、管理などを目的にオーナーに的確なアドバイスができる専門家「空き家相談士」を養成する「空き家相談士認定講座」（2日間・13時間）を行います。空き家相談士は、認定講座受講後の試験に合格後の登録となり、2年ごとの更新（有料）が必要です。受講料は登録料を含み5万円です。

認定講座の開催予定は、第1回が9月4日（金）・9月5日（土）、第2回が10月3日（土）・10月4日（日）、第3回が11月7日（土）・11月8日（日）となっており、来年には会員に限らず、一般からの受講も行う予定です。

入会のお申込・お問い合わせは、下記までお願いします。

一般社団法人全国空き家相談士協会 事務局

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 2-19-5 TEL 03-3318-0231

～重要事項説明書補足資料（物品販売物）の改定のお知らせ～

平成27年5月20日に水防法等の一部を改正する法律が公布され、平成27年7月19日施行されました。これにより下水道法が改正され、公共下水道管理者と所有者等は雨水貯留施設の協定を締結できることとされました。

これに伴い、宅建業法施行令3条に1ヶ条が追加されましたので、当協会発行の「重要事項説明書補足資料」に下記の内容を追加いたします。

なお、現在の在庫分には、別紙、全日版「重要事項説明書補足資料」追補を添付して販売いたします。

現行の補足資料をお持ちの方は、別紙追補を三重県本部HP会員ページよりダウンロードいただくか、事務局にお申出ください。

□ 33』下水道法(18の5)及び解説の追加

●退会会員のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
27.8.6	(1)3335	URE	吉田 哲也

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。